二　第十六条、第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項又は第二十条第二項若しくは第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第二十一条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第二十二条第一項、第二十三条又は第二十七条第一項の規定に違反したとき。

五　正当な理由がないのに第二十二条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六　第二十四条又は第二十五条の規定による勧告に従わなかつたとき。

七　［略］

（帳簿の記載等）

第二十七条　［略］

（経済産業大臣による研修業務の実施）

第二十八条　経済産業大臣は、第二条の登録を受ける者がいないとき、第十八条の規定による研修の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の規定により第二条の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該研修の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　［略］

（報告徴求）

第二十九条　［略］

（公示）

第三十条　［略］

［略］	一～四　［略］
第十六条の規定による届出があつたとき。	一～三　［略］
第十八条の規定による届出があつたとき。	一～四　［略］

二　第十四条、第十五条第一項、第十六条、第十七条第一項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第十九条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第二十条第一項、第二十一条又は第二十五条第一項の規定に違反したとき。

五　正当な理由がないのに第二十条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六　第二十二条又は第二十三条の規定による勧告に従わなかつたとき。

七　［略］

（帳簿の記載等）

第二十五条　［略］

（経済産業大臣による研修業務の実施）

第二十六条　経済産業大臣は、第二条の登録を受ける者がいないとき、第十六条の規定による研修の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十四条の規定により第二条の登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該研修の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　［略］

（報告徴求）

第二十七条　［略］

（公示）

第二十八条　［略］

［略］	一～四　［略］
第十四条の規定による届出があつたとき。	一～三　［略］
第十六条の規定による届出があつたとき。	一～四　［略］

第二十六条の規定により登録を取り消し、又は研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
第二十八条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行つていた研修の業務の全部又は一部を行わないこととするとき。	一～二　［略］

（試験の課目等）

第三十一条　［略］

（試験課目の免除）

第三十二条　［略］

（合格者の公示）

第三十三条　［略］

（指定試験機関の指定の申請）

第三十四条　法第五十三条第二項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十六の試験機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～六　［略］

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第三十五条　［略］

（試験事務規程の認可の申請）

第三十六条　指定試験機関は、法第五十七条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第十九の試験事務規程認

第二十四条の規定により登録を取り消し、又は研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
第二十六条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行つていた研修の業務の全部又は一部を行わないこととするとき。	一～二　［略］

（試験の課目等）

第二十九条　［略］

（試験課目の免除）

第三十条　［略］

（合格者の公示）

第三十一条　［略］

（指定試験機関の指定の申請）

第三十二条　法第十条第二項の規定による指定を受けようとする者は、様式第十六の試験機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～六　［略］

（指定試験機関の名称等の変更の届出）

第三十三条　［略］

（試験事務規程の認可の申請）

第三十四条　指定試験機関は、法第二十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、様式第十九の試験事務規程認